

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状分析

本市の中心市街地は、戦災復興土地区画整理事業による骨格道路網の整備や同時に行われた下水道の整備などにより基礎的な都市基盤が形成された。

平成4年度から10年度までにかけて行われた豊橋駅総合開発事業では、東西自由連絡通路、東口駅前広場、ペDESTリアンデッキ等の整備が行われ、鉄道や路面電車、路線バスなど、豊橋駅を中心とした公共交通の乗り換え利便性が向上し、東三河地域の中心となる一定の都市基盤が整った。

その後、ダイエー及び西武百貨店の跡地や、広小路通りなど施設の老朽化が進んだ既存の商業集積地区においては、再開発事業や民間による大型複合マンション等の整備が進められた。また、東口駅南地区においては、豊橋鉄道渥美線新豊橋駅の移設に加え、ココアベニューと「穂の国とよはし芸術劇場(プラット)」が新たな拠点施設として整備されたほか、施設とペDESTリアンデッキを接続させることで、来街者が快適に歩行できる新たな回遊ゾーンも形成させた。

しかしながら当該エリアには老朽化した建築物も数多く存在しており、耐震化や改築、再開発等を促していく必要も生じている。

(2) 市街地の整備改善のための事業の必要性

これらの現状を踏まえ、さらなる都市機能の利便性の向上を図り、災害に強く、安全・快適に移動できる市街地を形成し、中心市街地の都市基盤を強化する必要がある。

また、老朽施設が集積する既成市街地においては、人口減少や高齢化社会などの社会情勢を見据え、来街者や居住者にとって魅力のある中心市街地の環境形成を図るために、市街地再開発事業等による市街地環境の整備改善を促進する必要がある。

(3) フォローアップ

毎年度、基本計画に位置づけた事業の進捗状況の調査を行い、着実な推進を図る。

また、中心市街地活性化の状況や目標指標への効果を把握し、必要に応じて事業の促進等の改善措置を講じるものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 豊橋駅前大通二丁目地区第1種市街地再開発事業</p> <p>【内容】 地区面積：1.5ha 用途：商業、業務、住宅、公共公益施設</p> <p>【実施時期】 H26～H34</p>	豊橋駅前大通二丁目地区市街地再開発組合（予定）	<p>本地区は、機能廃止したバスターミナル施設や老朽化が進む建物が存在するとともに商業機能が低下するなどの課題を抱えている地区である。</p> <p>本事業は、これらの課題を抱えた施設の一体的な整備をおこなうことで、宅地の共同化による土地の高度利用を図るとともに、良好な市街地環境の整備改善を行う。</p> <p>中低層部に商業・業務・公共公益施設を配置し、高層部には住宅機能を配置することで、にぎわいの創出、商業・サービス業の活性化及びまちなか居住の促進を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業）</p> <p>H26～H34</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 豊橋広小路三丁目A-2地区優良建築物等整備事業</p> <p>【内容】 地区面積：0.07ha 敷地面積：325.34㎡ 用途：店舗 住宅（24戸） 規模：13階建</p> <p>【実施時期】 H24～H26</p>	豊橋広小路三丁目A-2地区優良建築物建設組合	<p>本地区は、人口減少、空き店舗の増加等による商業機能の地盤沈下、建物の老朽化などの課題を抱えている地区である。</p> <p>本事業は、狭隘な宅地の共同化による土地の高度利用を図るとともに、良好な市街地環境の整備改善を行う。</p> <p>低層部に商業機能を配置し、中高層部には高齢者や環境面に配慮した都市型住宅の供給を行う。</p> <p>中心市街地の魅力向上が図られ、にぎわいの創出、商業・サービス業の活性化及びまちなか居住の促進を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）</p> <p>H24～H26</p>	

<p>【事業名】 豊橋駅前大通三丁目地区優良建築物等整備事業</p> <p>【内容】 地区面積：0.2ha 敷地面積：1,305㎡ 用途：店舗 住宅（66戸） 規模：26階建</p> <p>【実施時期】 H25～H28</p>	<p>優良建築物等整備事業施行者</p>	<p>本地区は、空き店舗の増加等による商業・業務機能の低下及び建物の老朽化などの課題を抱えている地区である。</p> <p>本業務は、宅地の共同化による土地の高度利用を図るとともに、良好な市街地環境の整備改善を行う。</p> <p>低層部に商業・業務機能を配置し、中高層部には住宅機能を配置する。</p> <p>中心市街地の魅力向上が図られ、にぎわいの創出、商業・サービス業の活性化及びまちなか居住の促進を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金(優良建築物等整備事業)</p> <p>H25～H28</p>	
--	----------------------	---	---	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 防災広場整備事業</p> <p>【内容】 豊橋駅東口駅南地区の空地に防災広場を整備</p> <p>【実施時期】 H25～H27</p>	<p>豊橋市</p>	<p>豊橋駅東口駅南地区の「穂の国とよはし芸術劇場(プラット)」に隣接する空地に、平常時はプラット利用者など来街者が創作活動や憩いの空間として利用し、また、災害時には防災拠点施設として活用する広場を整備する。</p> <p>このことは、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)都市防災総合推進事業</p> <p>H25～H27</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 まちなか広場(仮称)整備事業</p> <p>【内容】 規模：2,000㎡～3,000㎡</p> <p>【実施時期】 H26～H30</p>	<p>豊橋駅前大通二丁目地区市街地再開発組合(予定)</p>	<p>本地区に存する狭間児童広場及び旧バスターミナル施設を市街地再開発事業において再整備をおこない、各種イベント等に対応可能な機能及び緑化機能を配置することで、にぎわいの創出を目的とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		<p>社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(地方都市リノベーション事業))を検討</p> <p>H27～H30</p>

<p>【事業名】 豊橋広小路一丁目南 地区優良建築物等整 備事業</p> <p>【内容】 地区面積：0.18 ha 敷地面積：1,130 m² 低層部：商業・サー ビス 高層部：住宅(50戸) 規模：15階建</p> <p>【実施時期】 H27～H29</p>	<p>個人施 行</p>	<p>本地区は、中心商業地の中でも最も商 業集積の高い東口駅前に位置するが、商 業機能の地盤沈下、建物の老朽化などの 課題を抱えている地区である。</p> <p>本事業は、狭隘な宅地の共同化により 土地の高度利用を図るとともに、公共的 空地の確保等、良好な市街地環境を整備 するものである。</p> <p>また、低層部に商業施設を配置し、中 高層部に良好な都市型住宅の供給を行 うなど、にぎわいの創出と商業・サー ビス業の活性化、まちなか居住の促進を 目標とする中心市街地の活性化に必要な 事業である。</p>	<p>社会資本 整備総合 交付金(優 良建築物 等整備事 業)を検討</p> <p>H27～H29</p>
<p>【事業名】 豊橋駅西口地区再整 備調査検討事業(仮 称)</p> <p>【内容】 豊橋駅西口地区の状 況把握、方向性等の 検討</p> <p>【実施時期】 H25～</p>	<p>豊橋市</p>	<p>豊橋駅西口地区の今後の再整備等の 必要性や方向性を検討するため、地域住 民や関係者の意向把握を行う。</p> <p>このことは、にぎわいの創出と商業・ サービス業の活性化を目標とする中心 市街地の活性化に必要な事業である。</p>	
<p>【事業名】 ストリートデザイン 事業</p> <p>【内容】 通りごとに特色を生 かした歩道等の整備</p> <p>【実施時期】 H27～</p>	<p>豊橋市</p>	<p>統一したコンセプトの店舗の集積や、 沿線との調和を図るため、通りごとに特 色を生かしたデザインによる整備を図 る。</p> <p>このことは、にぎわいの創出と商業・ サービス業の活性化を目標とする中心 市街地の活性化に必要な事業である。</p>	

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

〔1〕都市福利施設の整備の必要性

（1）現状分析

中心市街地及びその周辺には、市庁舎をはじめ、多くの国、県、市の施設が立地しているとともに、小中学校などの教育施設、保育所などの社会福祉施設やコミュニティの拠点となる地区・校区市民館もおおむね整備されている。

医療施設については、平成8年に市民病院が移転したが、豊橋駅西側に総合病院が1箇所あり、地区全体としてはその他複数の病院・診療所が存在する。

また、公会堂や豊橋公園内の美術博物館などの文化施設が立地しているほか、平成20年7月に子どもを中心とした多世代交流施設「こども未来館（ここにこ）」が、平成25年4月には「穂の国とよはし芸術劇場（プラット）」が開館している。

（2）都市福利施設を整備する事業の必要性

東三河地域の中心市街地として、地域の歴史・伝統文化の拠点であるとともに、新たな都市文化を創造・発信する交流拠点として機能する必要がある。

そこで、新たなまちなか文化の創造を促し、幅広い世代の交流を促進するための文化・交流拠点として整備された「穂の国とよはし芸術劇場（プラット）」とともに、「こども未来館（ここにこ）」での多様な事業展開により、広域から人々が集まるにぎわいの交流空間を形成していく。さらに、駅前大通二丁目地区における商業等複合施設に公共公益施設を導入し新たな都市拠点を整備することでエリア全体の底上げを図っていく必要がある。

（3）フォローアップ

毎年度、基本計画に位置づけた事業の進捗状況の調査を行い、着実な推進を図る。

また、中心市街地活性化の状況や目標指標への効果を把握し、必要に応じて事業の促進等の改善措置を講じるものとする。



多世代交流施設 こども未来館（ここにこ）



穂の国とよはし芸術劇場（プラット）

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 豊橋市民センター管理運営事業</p> <p>【内容】 ボランティアや市民活動団体の拠点施設の管理運営</p> <p>【実施時期】 H19～</p>	豊橋市	市民活動の拠点施設として市民活動見本市や市民活動団体向けセミナーを実施すること、また各団体が活動できる場を提供することは、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		
<p>【事業名】 こども未来館交流事業</p> <p>【内容】 こども未来館（ここにこ）における子育て・体験発見・集い事業のほかイベント事業を実施</p> <p>【実施時期】 H20～</p>	豊橋市	<p>子どもを中心とした多世代交流施設として、平成20年7月に「こども未来館（ここにこ）」が開館した。当施設の運営においては、市民と協働した魅力的な事業展開により、豊橋市内及び周辺地域から多くの集客が図られている。</p> <p>当施設の集客力を中心市街地全体のにぎわいにつなげるため、周辺商店街の取組との連携を強化し、地域活性化に波及効果の高い施設運営を行う。にぎわいの創出と商業・サービス業の活性化を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	愛知県子育て支援対策基金事業費補助金 H25～	

<p>【事業名】 芸術文化育成・創造・交流事業</p> <p>【内容】 穂の国とよはし芸術劇場（プラット）において行われる劇場の運営</p> <p>【実施時期】 H25～</p>	<p>公益財団法人豊橋文化振興財団</p>	<p>創造活動の活性化と芸術文化を活用した市民の交流を図るため、若手芸術家や創造活動の支援を行うとともに、ダンス・演劇などの優れた舞台芸術を上演する。</p> <p>このことは、にぎわいの創出する中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 まちなか図書館（仮称）整備事業</p> <p>【内容】 豊橋駅前大通二丁目地区第1種市街地再開発事業に公共公益施設導入 地区面積：1.5ha 用途：図書館 規模：3,000㎡ ～4,000㎡</p> <p>【実施時期】 H26～H30</p>	<p>豊橋市（予定）</p>	<p>駅前大通二丁目地区市街地再開発事業において、当該地区の拠点性を高め、中心市街地の一層のにぎわいの創出とステイタス向上を図るため、新たにまちなか図書館（仮称）を整備する。</p> <p>このことは、にぎわいの創出と商業・サービス業の活性化を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		<p>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（地方都市リノベーション事業））を検討</p> <p>H27～H30</p>

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] まちなか居住の促進の必要性

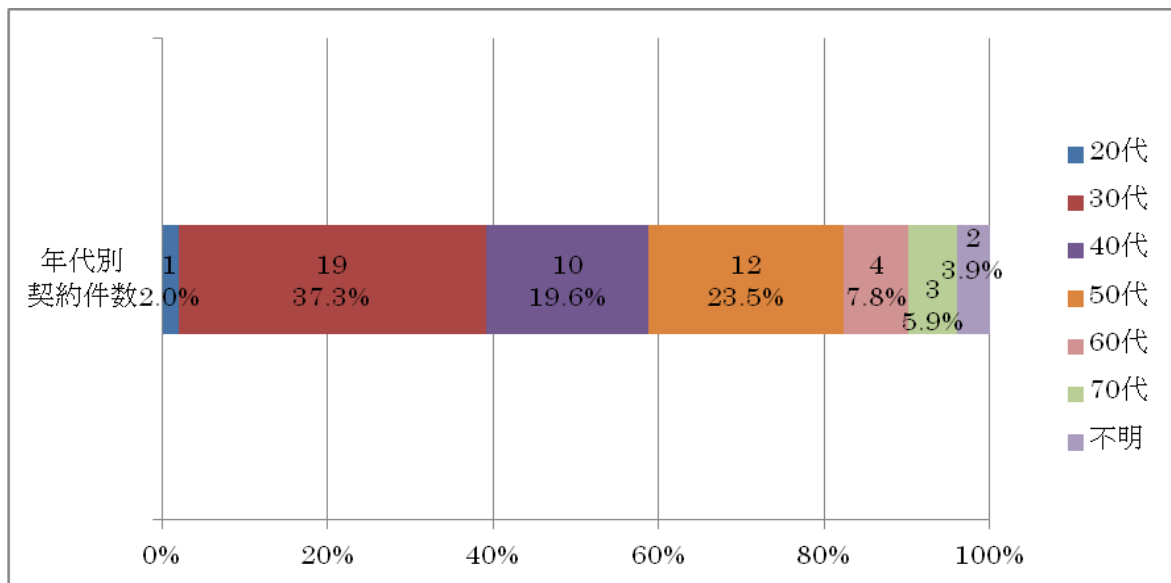
(1) 現状分析

中心市街地では、モータリゼーションの進展や都市機能の郊外立地などとともに居住者の郊外流出も進んでいった。このため中心市街地の人口、特に若い世代は減少し、高齢化が一層進むこととなった。

しかし、近年、優良建築物等整備事業や民間のマンション建設により中心市街地内に高層マンションが建設され始め、多様な世代やライフスタイルに応じた住宅供給が図られ新たな人口の流入がみられるようになってきているが、老朽化した家屋も多いことから、人口流出も続いており、人口増加には至っていない。

第1期計画期間中に優良建築物等整備事業により建設されたマンション居住者の状況をみると、20代から70代以上の様々な世代140人余が入居し、特に30代から50代の者が多い。

【優良建築物等整備事業により建設されたマンション居住者のアンケート調査結果】



中心市街地は都市基盤や商業施設、福利施設などの既存ストックの集積により、生活利便性の高い地域であり、多様化する市民ニーズに応じ、歩いて暮らせる持続可能な環境整備が可能である。住宅供給をさらに促進することにより、活発なコミュニティが形成され、快適で潤いのある暮らしやすい中心市街地とすることができる。

(2) まちなか居住を促進する事業の必要性

これらの現状を踏まえ多様な世代やライフスタイルに応じた住宅供給を図ることが求められており、老朽化した建物の更新を促し、次世代に向けて良質な住宅を提供する必要がある。

また、歩いて暮らせる生活空間は、若者だけではなく高齢者にとっても安心して暮らせる環境でもあり、高齢者が安心して移動できる環境を整備するとともに、コミュニティの再生を図り、生きがいのある暮らしができる環境を形成する必要がある。

現状では、中心市街地において大規模な住宅開発を一気に進めることは困難であるが、これまでもマンション開発が継続的に進んできており、さらに新たな再開発等による住宅建設が見込まれている。今後も老朽化した建物や低未利用地を中心に、実施可能な場所から住宅供給を着実に進めていくことも必要である。

(3) フォローアップ

毎年度、基本計画に位置づけた事業の進捗状況の調査を行い、着実な推進を図る。

また、中心市街地活性化の状況や目標指標への効果を把握し、必要に応じて事業の促進等の改善措置を講じるものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 豊橋駅前大通二丁目地区第1種市街地再開発事業</p> <p>【内容】 地区面積：1.5ha 用途：商業、業務、住宅、公共公益施設</p> <p>【実施時期】 H26～H34 (再掲)</p>	豊橋駅前大通二丁目地区市街地再開発組合(予定)	<p>本地区は、機能廃止したバスターミナル施設や老朽化が進む建物が存在するとともに商業機能が低下するなどの課題を抱えている地区である。</p> <p>本事業は、これらの課題を抱えた施設の一体的な整備をおこなうことで、宅地の共同化による土地の高度利用を図るとともに、良好な市街地環境の整備改善を行う。</p> <p>中低層部に商業・業務・公共公益施設を配置し、高層部には住宅機能を配置することで、にぎわいの創出、商業・サービス業の活性化及びまちなか居住の促進を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業)</p> <p>H26～H34</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 地域優良賃貸住宅整備及び供給促進事業</p> <p>【内容】 民間の土地所有者が整備する賃貸住宅に整備費と家賃の一部を補助</p> <p>【実施時期】 H15～</p>	豊橋市	<p>多様化する居住者ニーズに応えるためには、住宅の供給方式も多様である必要がある。</p> <p>民間賃貸住宅により、様々な都心居住ニーズに対応した良好な住宅の安定供給を図るため整備費補助を行うとともに、家賃補助により都心居住を促すことは、まちなか居住の促進を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業)</p> <p>H17～</p>	

<p>【事業名】 豊橋広小路三丁目 A-2 地区優良建築物 等整備事業</p> <p>【内容】 地区面積：0.07ha 敷地面積：325.34㎡ 用途：店舗 住宅（24戸） 規模：13階建</p> <p>【実施時期】 H24～H26 （再掲）</p>	<p>豊橋広 小路三 丁目A-2 地区優 良建築 物建設 組合</p>	<p>本地区は、人口減少、空き店舗の増加等による商業機能の地盤沈下、建物の老朽化などの課題を抱えている地区である。</p> <p>本事業は、狭隘な宅地の共同化による土地の高度利用を図るとともに、良好な市街地環境の整備改善を行う。</p> <p>低層部に商業機能を配置し、中高層部には高齢者や環境面に配慮した都市型住宅の供給を行う。</p> <p>中心市街地の魅力向上が図られ、にぎわいの創出、商業・サービス業の活性化及びまちなか居住の促進を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備 総合交付 金(優良建 築物等整 備事業)</p> <p>H24～H26</p>	
<p>【事業名】 豊橋駅前大通三丁目 地区優良建築物等整 備事業</p> <p>【内容】 地区面積：0.2ha 敷地面積：1,305㎡ 用途：店舗 住宅（66戸） 規模：26階建</p> <p>【実施時期】 H25～H28 （再掲）</p>	<p>優良建 築物等 整備事 業施行 者</p>	<p>本地区は、空き店舗の増加等による商業・業務機能の低下及び建物の老朽化などの課題を抱えている地区である。</p> <p>本業務は、宅地の共同化による土地の高度利用を図るとともに、良好な市街地環境の整備改善を行う。</p> <p>低層部に商業・業務機能を配置し、中高層部には住宅機能を配置する。</p> <p>中心市街地の魅力向上が図られ、にぎわいの創出、商業・サービス業の活性化及びまちなか居住の促進を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備 総合交付 金(優良建 築物等整 備事業)</p> <p>H25～H28</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 豊橋広小路一丁目南地区優良建築物等整備事業</p> <p>【内容】 地区面積：0.18 ha 敷地面積：1,130 m² 低層部：商業・サービス 高層部：住宅(50戸) 規模：15階建</p> <p>【実施時期】 H27～H29 (再掲)</p>	個人施行	<p>本地区は、中心商業地の中でも最も商業集積の高い東口駅前に位置するが、商業機能の地盤沈下、建物の老朽化などの課題を抱えている地区である。</p> <p>本事業は、狭隘な宅地の共同化により土地の高度利用を図るとともに、公共的空地の確保等、良好な市街地環境を整備するものである。</p> <p>また、低層部に商業施設を配置し、中高層部に良好な都市型住宅の供給を行うなど、にぎわいの創出と商業・サービス業の活性化、まちなか居住の促進を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		<p>社会資本整備総合交付金(優良建築物等整備事業)を検討</p> <p>H27～H29</p>

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性

(1) 現状分析

商業・サービス業の活性化は、中心市街地活性化の中核を担うものである。しかし、本市における中心市街地の小売業は、事業所数、従業者数、商品販売額のいずれも減少傾向が続いており、市域全体に占めるシェアも徐々に低下している。市内の大規模小売店舗(売場面積 1,000 m²超)の出店状況は、平成 3 年以降 30 店舗以上が新たに開店しているが、多くは郊外への出店であり、商業施設の郊外へのシフトが続いている。

一方で、中心市街地ではダイエーや西武百貨店といった大規模商業施設が撤退し、集客の大きな核を失ったものの、平成 21 年の豊橋駅東口駅南地区の商業等複合施設の開業、平成 23 年の大手スーパーマーケットのリニューアル、さらに平成 24 年 3 月の市内唯一の百貨店の名称変更を伴うリニューアルなどにより、平成 24 年度は商品販売額の減少率が縮小するなど一定の効果が現れている。また、飲食店をはじめとするサービス業の出店はめざましく、第 1 期計画期間中に商店街空き店舗対策事業を活用した飲食店の新規出店は 7 件あり、サービス業の売上は相当数伸びていると思われる。しかしながら、商店街においては店主の高齢化や後継者不在などの影響により廃業も一定数見受けられる。

一方、平成 20 年には「こども未来館(ここにこ)」が、平成 25 年 4 月には「穂の国とよはし芸術劇場(プラット)」が開館し、さらなるにぎわいの創出、それに伴う商業・サービス業の活性化が期待されている。なお、中心市街地内には、約 3,800 台の公共駐車場や民間駐車場が整備されている。公共交通の利用促進を図る一方、自家用車で来街者の利便性を向上させる取組として平成 12 年から共通駐車券事業を開始し、年間約 126 万枚(H24)が利用されている。

(2) 商業・サービス業の活性化のための事業の必要性

商業による求心力が低下している中心商業地においては、新たな商業拠点や集客力の高い文化交流施設の整備による魅力向上等により、中心商業地に人々の往来が増えることとなる。商業・サービス業の活性化のためには、そうした来街者を引きつける魅力的な集客力の高い公共公益施設と組み合わせた複合型商業施設を整備するとともに、回遊動線にあたる地区の商業集積を高め特徴付けるなど、これまで以上に通りの魅力づくりが必要となる。平成 20 年に開館した「こども未来館(ここにこ)」、平成 25 年 4 月開館の「穂の国とよはし芸術劇場(プラット)」の集客効果を商業・サービス業の活性化に波及させるため、施設周辺で回遊できるような魅力の創出と情報発信が必要となる。

また、都心居住の魅力を高める上でも特に生活商業機能の充実が重要である。中心市街地に居住する魅力の一つはターミナル駅である豊橋駅をはじめとした交通の利便性にあるが、今後は自家用車に頼らない高齢者世帯の増加も予想されるため、歩ける範囲で日常生活に必要なものを買揃えることができるようにしていく必要がある。

これらにあわせ、空き店舗の活用やイベント開催支援など、商店街の魅力向上にこれまで以上に取り組むとともに都市計画による大規模集客施設の立地規制にあわせ、中心市街地への新規出店支援事業に取り組むなど、商業集積密度をさらに高め、買物や飲食など、様々な場面で訪れたいくなるまち、回遊して楽しいまちを目指していく必要がある。

(3) フォローアップ

毎年度、基本計画に位置づけた事業の進捗状況の調査を行い、着実な推進を図る。

また、中心市街地活性化の状況や目標指標への効果を把握し、必要に応じて事業の促進等の改善措置を講じるものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業等

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 豊橋まつりの開催</p> <p>【内容】 東三河最大級の祭典「豊橋まつり」の開催</p> <p>【実施時期】 S29 ～</p>	豊橋まつり振興会	市内外からの来街者をさらに増やすために、中心市街地のメイン通り等を会場に本市が発祥である幕末の民衆運動の「ええじゃないか」と「お面」等をテーマに取り入れた東三河最大級の祭典「豊橋まつり」を開催することは、にぎわいの創出、商業・サービス業の活性化を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	中心市街地活性化ソフト事業 H18～	
<p>【事業名】 商店街空き店舗対策事業</p> <p>【内容】 空き店舗を活用した不足業種の導入によるテナントミックス等の実施</p> <p>【実施時期】 H12～</p>	豊橋市 ㈱豊橋まちなか活性化センター	空き店舗の情報提供とともに、出店意欲のある事業者を支援し、シャッターの閉まった空き店舗による商店街全体の魅力の低下を防ぎ、必要な業種・業態やコミュニティ施設を空き店舗に誘導し、商店街全体としてバランスのとれた魅力ある商店街を再構築することは、商業・サービス業の活性化を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	中心市街地活性化ソフト事業 H12～	
<p>【事業名】 共通駐車券事業</p> <p>【内容】 自家用車による来街者の利便性の向上を図るための共通駐車券システムの運営</p> <p>【実施時期】 H12～</p>	㈱豊橋まちなか活性化センター	自家用車での来街者への利便性を高めるために、商店・大型店などが提供する駐車料金サービス券を共通化したシステムにより運営することは、中心市街地での回遊性の向上が図られるなど、にぎわいの創出、商業・サービス業の活性化を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	中心市街地活性化ソフト事業 H12～	

<p>【事業名】 公共交通券（おかえりキップ）事業</p> <p>【内容】 公共交通機関利用者への利便性を図る</p> <p>【実施時期】 H17～</p>	<p>㈱豊橋 まちなか 活性化セ ンター</p>	<p>公共交通機関での来街者への利便性を高めるために、路面電車利用の買物客に帰りの乗車券をサービスすることは、にぎわいの創出、商業・サービス業の活性化を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> <p>また、さらなる来街者の増加を促進するため、他の公共交通機関（渥美線・路線バス）も対象に乗車券をサービスする。</p>	<p>中心市街地 活性化ソフト 事業</p> <p>H25～</p>	
<p>【事業名】 イルミネーションフェスティバルの開催</p> <p>【内容】 商店街のイルミネーション装飾及び集客イベントの実施</p> <p>【実施時期】 H18～</p>	<p>イルミ ネーシ ョンフ ェステ ィバル 実行委 員会</p>	<p>駅前大通り、広小路通り等中心市街地の商店街のストリートイルミネーション及び店舗壁面へのイルミネーションを実施する。また、期間中に、まちなかの商店街を舞台としてイベントも開催し、にぎわいと楽しさを演出することは、にぎわいの創出、商業・サービス業の活性化を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>中心市街地 活性化ソフト 事業</p> <p>H18～</p>	
<p>【事業名】 創業者支援事業</p> <p>【内容】 中小事業者の創業時支援事業</p> <p>【実施時期】 H19～</p>	<p>豊橋市</p>	<p>中心市街地などに事務所、営業所を構え創業を計画する新規起業家等中小事業者の支援のために、事務所等の賃料に対して補助金を交付し、創業に伴う負担軽減や創業の促進を図ることは、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>中心市街地 活性化ソフト 事業</p> <p>H19～</p>	
<p>【事業名】 まちなかイルミネーション事業</p> <p>【内容】 冬季におけるまちなかの魅力を高めるイルミネーション事業の実施</p> <p>【実施時期】 H23～</p>	<p>豊橋市 各種団 体 民間事 業者等</p>	<p>まちなかの一体感を演出し、市内外から来街者を呼び込むために、中心市街地でイルミネーション事業を展開する商店街や企業、団体等が協力・連携してイルミネーション装飾や共同イベント、情報発信を行うことは、にぎわいの創出、商業・サービス業の活性化を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>中心市街地 活性化ソフト 事業</p> <p>H25～</p>	

<p>【事業名】 まちなかマルシェの開催</p> <p>【内容】 毎月1回定期的に駅前広場においてマルシェを開催</p> <p>【実施時期】 H24～</p>	豊橋市	市内外から来街者を呼び込みにぎわいの創出を図るために、豊橋駅南口駅前広場において、毎月1回、当地域の生鮮品や特産品、他地域の魅力ある商品を販売するマルシェを開催することは、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	中心市街地活性化ソフト事業 H25～	
<p>【事業名】 歩行者天国の開催</p> <p>【内容】 商店街のメインストリートにおいて歩行者天国の実施</p> <p>【実施時期】 H24～</p>	広小路歩行者天国実行委員会	中心市街地のメインストリートを歩行者天国化し、様々なイベントや販促キャンペーンを実施することは、にぎわいの創出、商業・サービス業の活性化を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。	中心市街地活性化ソフト事業 H25～	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 とよはしまちなかスロータウン映画祭の開催</p> <p>【内容】 中心市街地で実施される映画祭やまちなかイベントの開催</p> <p>【実施時期】 H14～</p>	とよはしまちなかスロータウン映画祭実行委員会	市民で構成するスロータウン映画祭実行委員会が中心市街地の貸しホール等を活用し、様々な映画を上映するとともに、観客をまちなかに引き込む関連イベントを開催することは、にぎわいの創出、商業・サービス業の活性化を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。		

<p>【事業名】 アートイベント sebone (せぼね) の 開催</p> <p>【内容】 商店街のにぎわいづ くりのため、集客イ ベントの開催</p> <p>【実施時期】 H16～</p>	<p>sebone (せぼ ね) 実行 委員会</p>	<p>商店街と地域住民が中心市街地及び商店街の活性化をテーマに、アート(芸術)を中心としたイベントやシンポジウム等を協働で開催するとともに、イベント参加を通して、地域内における人材の育成や連携・協力などを図ることは、にぎわいの創出、商業・サービス業の活性化を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 商学連携チャレンジ ショップ事業</p> <p>【内容】 魅力ある商店街づく りのため、商店街と 大学が連携して実施 するチャレンジショ ップ事業</p> <p>【実施時期】 H19～</p>	<p>サマー カレッ ジチャ レンジ ショッ プ実行 委員会 他</p>	<p>学術的な理論の実践や若者の斬新な考え方を反映させた魅力ある商店街づくりのため、商業者等と大学が連携して、空き店舗を活用し、店舗を運営することは、にぎわいの創出、商業・サービス業の活性化を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 都心文化イベントの 開催</p> <p>【内容】 中心市街地で実施さ れる音楽等によるイ ベントの開催</p> <p>【実施時期】 H21～</p>	<p>各種団 体 民間事 業者等</p>	<p>文化の向上を図るとともに、観客をまちなかに引き込むために、まちなかの広場及び商業施設や商店街等で、市民参加型の音楽祭などのイベントを実施することは、にぎわいの創出、商業・サービス業の活性化を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

<p>【事業名】 まちなか回遊イベント事業</p> <p>【内容】 まちなかの魅力を発信するイベント等の実施</p> <p>【実施時期】 H22～</p>	<p>(株)豊橋まちなか活性化センター 豊橋観光コンベンション協会 ラブポートタウン実行委員会他</p>	<p>おもてなしの精神による「ええじゃないかグルメラリー」や豊橋駅周辺の飲食店をはしごする「Toyo はしごナイト」等のまちなか回遊イベントを実施し、まちなかの魅力ある店舗情報を発信することは、にぎわいの創出、商業・サービス業の活性化を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 豊橋駅前大通地区まちなみデザイン推進事業</p> <p>【内容】 豊橋駅前大通地区において今後のまちづくり及びまちなみ形成の推進方策について、地域が主体となって検討</p> <p>【実施時期】 H23～</p>	<p>豊橋駅前大通地区まちなみデザイン会議</p>	<p>地域の意向を踏まえた市街地環境整備と再開発を促進するために、駅前大通地区を含めた地域を対象として、今後地域の拠点となる既存の公共施設と大規模商業施設を中心とした今後のまちづくりを行うことは、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 豊橋駅南口駅前広場利用促進事業</p> <p>【内容】 駅前広場の利用促進</p> <p>【実施時期】 H24～</p>	<p>豊橋市</p>	<p>豊橋駅南口駅前広場の利用促進を図るために、ベンチやテーブル、簡易ステージなどを無償で貸し出すなど、広場の利用にあたっての利便性を向上させることは、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

<p>【事業名】 とよはしアートフェスティバルの開催</p> <p>【内容】 劇場施設周辺地域や駅周辺エリアでの大道芸や演劇・舞踏などのパフォーミングアートを使ったフェスティバルの実施</p> <p>【実施時期】 H24～</p>	<p>公益財団法人豊橋文化振興財団</p>	<p>アートを身近に感じる機会を増やすとともに、まちなかに多くの参加者や来場者を集めるために、「穂の国とよはし芸術劇場（プラット）」や周辺公共用地等を会場とし、大道芸や、演劇、ダンス、音楽等の舞台芸術公演を開催することは、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 公共駐車場料金の見直し</p> <p>【内容】 自家用車での来街者の増加等のために公共駐車場料金の見直しを実施</p> <p>【実施時期】 H24～</p>	<p>豊橋市</p>	<p>自家用車による来街者の利便性の向上や中心市街地での滞在時間を延ばすために、公共駐車場料金の見直しを行うことは、にぎわいの創出、商業・サービス業の活性化を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 まちなか情報発信の強化</p> <p>【内容】 イベント情報を交換する会議の開催やホームページによる情報発信の実施</p> <p>【実施時期】 H24～</p>	<p>豊橋まちなか活性化推進協議会</p>	<p>まちなかで開催されるイベントをより魅力的なものとし、集客の拡大を図るため、関係者団体等によるイベント連絡会議を開催する。またホームページ「豊橋まちなか情報ステーション」等により、まちなかのホットな情報を発信することは、にぎわいの創出、商業・サービス業の活性化を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

<p>【事業名】 新規商業者・後継者育成事業</p> <p>【内容】 新規商業者の育成を目的として、起業の際の心構え、基本的な知識を習得できるセミナーの開催</p> <p>【実施時期】 H25～</p>	<p>豊橋商工会議所</p>	<p>多様化している消費者ニーズを幅広い視点から捉え、斬新な思考を持った新規商業者の育成、次世代を担うリーダーの養成のために、起業の際の心構え、経営ノウハウ等を習得するセミナーを開催し、戦略的な「人づくり」を推進することは、商業・サービス業の活性化を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 拠点公共施設と魅力あるまちなか店舗との連携事業</p> <p>【内容】 施設と店舗の連携を図り、販促キャンペーンの実施</p> <p>【実施時期】 H25～</p>	<p>豊橋市</p>	<p>中心市街地の拠点となる公共施設において、まちなかの店舗等の情報を入手できるようにし、施設外に誘導することは、商業・サービス業の活性化を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 豊橋駅西口活性化イベント事業</p> <p>【内容】 西口地区における魅力ある飲食店等と連携した集客イベントの実施</p> <p>【実施時期】 H25～</p>	<p>ラブポートタウン実行委員会 民間事業者等</p>	<p>豊橋駅西口地区において、魅力ある店舗と連携した集客イベントを開催することは、にぎわいの創出や商業・サービス業の活性化を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 まちなか星空観望会の開催</p> <p>【内容】 豊橋駅前ペDESTリアンデッキでの星空観望会の実施</p> <p>【実施時期】 H25～</p>	<p>豊橋市</p>	<p>まちなか居住者やまちなかで働く人などを対象にサイエンスボランティアによる望遠鏡を使った星空観望会を開催することは、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

<p>【事業名】 元気・魅力店舗見える化&ネットワーク事業</p> <p>【内容】 中心市街地でがんばる店舗への支援の実施</p> <p>【実施時期】 H26～</p>	<p>豊橋市 (株)豊橋まちなか活性化センター</p>	<p>元気で魅力的な店舗を応援するため、中心市街地でがんばる魅力的な店舗の情報を発信するとともにそれらのネットワーク化を推進し、情報共有や顧客の紹介実施等の支援を行うことは、商業・サービス業の活性化を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 テナントコンバートチャレンジ事業</p> <p>【内容】 中心市街地の店舗の入れ替えにより商業の集積を図る事業の実施</p> <p>【実施時期】 H26～</p>	<p>豊橋市 (株)豊橋まちなか活性化センター</p>	<p>中心市街地において事業継続が困難な店舗等を消費者のニーズに応えるような店舗に入れ替え、魅力ある商業店舗の集積を図ることは、商業・サービス業の活性化を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 まちなかインキュベーション&チャレンジング事業</p> <p>【内容】 新規開業者育成や短期間出店への補助金交付の実施</p> <p>【実施時期】 H26～</p>	<p>(株)豊橋まちなか活性化センター</p>	<p>まちなかにおいて新規開業を目指す事業者に対しチャレンジとして短期間の出店に補助を行うことは商業・サービス業の活性化を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 生涯学習市民大学事業</p> <p>【内容】 まちなかの店舗で市民大学を開催する。</p> <p>【実施時期】 H26～</p>	<p>豊橋市</p>	<p>まちなかの良さや魅力を再発見してもらい、ファンを増やすために、まちなかにある店舗を会場にして「市民大学トラム」を開催することは、にぎわいの創出や商業・サービス業の活性化を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1) 現状分析

中心市街地は、鉄道や路面電車、路線バスといった公共交通のネットワーク拠点となっており、これまで公共交通の利便性を高めるための様々な基盤整備が進められてきた。特に、本市の特徴でもある路面電車においては、平成2年から景観に配慮した架線柱のセンターポール化、豊橋駅前広場への乗り入れによる延伸、停留場の新設やバリアフリー化、全面低床車両の導入、パーク&ライド駐車場等の整備に取り組んだ。平成17年には商業店舗と連携した公共交通券（おかえりキップ）事業を開始し、さらに平成23年にはICカード乗車券システムの導入にも取り組み、利便性を高めることで利用促進を図ってきた。

公共交通利用者数は減少傾向を続けてきたが、平成20年の渥美線新豊橋駅の移設によって新豊橋駅と豊橋駅との乗り継ぎの利便性が高まったことから、豊橋駅の利用者は増加に転じ、新豊橋駅ではほぼ横ばいになってきている。なお、路面電車は利用者の減少に歯止めがかかってきているのに対し、路線バスは利用者の減少が続いている。

一方、市民の移動手段は自家用車の割合が高く、大型駐車場を備えた郊外の大規模集客施設に比べて中心市街地の集客力は弱いのが現状である。

(2) 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の必要性

こうした現状を踏まえ、公共交通の利便性を増進させ、中心市街地の集客力、人口吸収力を上げるためには、鉄道や路面電車、路線バス、タクシーといった様々な公共交通の利用環境の整備を推進する必要がある。特に路面電車においては、駅前大通二丁目地区の再開発や歩行者天国等の集客イベントの開催、快適な都心ライフスタイルが実現できる住宅の供給などの様々な取組によって、来街者や居住者の増加が見込まれる中心市街地への利便性の高い移動手段として活用することにより、市街地活性化の取組効果を増幅させ、利用者も増加するという相乗効果が期待される。

公共交通に関する情報提供や関心、理解を深めるための取組も必要である。そのため、公共交通マップの作成・配布や路面電車の応援団体である「とよはし市電を愛する会」等と協働で魅力を発信するなど、公共交通の利用を促すための事業展開も行い、公共交通利用者を増やす取組が必要である。

さらに、地球環境問題、省エネルギー社会の実現に配慮し、過度な自家用車利用から転換を促すために持続可能な都市交通や移動手段を考える機会を設け、公共交通機関の利用、徒歩や自転車での来街などを促していく意識啓発が必要である。

なお、自家用車の利用者も多いことから現実性に鑑み、自家用車でのアクセスを容易にするための環境づくりも必要である。

また、中心市街地の快適性を高め、まちなかの魅力を向上させるため、緑や景観に配慮した環境整備に取り組み、清潔で安全なまちづくりを推進する必要がある。

(3) フォローアップ

毎年度、基本計画に位置づけた事業の進捗状況の調査を行い、着実な推進を図る。

また、中心市街地活性化の状況や目標指標への効果を把握し、必要に応じて事業の促進等の改善措置を講じるものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 市電PR促進事業</p> <p>【内容】 「市電の日」イベントの実施、機関紙の発行等</p> <p>【実施時期】 H2～</p>	<p>とよはし市電を愛する会</p>	<p>市電の愛称で市民に親しまれている路面電車をまちづくりに活かすため、毎年4月10日を「市電の日」と定めてイベントを実施するとともに、機関紙「市電文化」の発行や絵画カレンダー「市電のある風景」の発刊などを通じて、路面電車をPRし、公共交通の利用促進を図ることは、にぎわいの創出、商業・サービス業の活性化、まちなか居住の促進を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p> 		

<p>【事業名】 花壇管理事業</p> <p>【内容】 街路への花コンテナ等の設置</p> <p>【実施時期】 H4～</p>	<p>豊橋市 公益財団法人 豊橋みどりの 協会</p>	<p>まちなかに緑のある快適な空間を創出するために、豊橋駅周辺に花を植えるとともに花コンテナやプランターを街路に設置することは、にぎわいの創出を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 公共交通マップの作成</p> <p>【内容】 公共交通の情報を提供するための公共交通マップの作成・配布</p> <p>【実施時期】 H20～</p>	<p>豊橋市</p>	<p>公共交通の利用促進を図るために、公共交通の路線や運賃などを分かりやすく記載した公共交通マップの作成・配布により、情報提供等を行なうことは、にぎわいの創出、商業・サービス業の活性化、まちなか居住の促進を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 公共交通利用促進事業</p> <p>【内容】 公共交通の利用促進を図るイベント等の実施</p> <p>【実施時期】 H23～</p>	<p>豊橋市 地域公共交通 活性化推進 協議会</p>	<p>路線バス、市内電車（路面電車）及び渥美線の利用を促進するため、公共交通に対する理解を深めるイベント等を実施することは、にぎわいの創出、商業・サービス業の活性化、まちなか居住の促進を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 路上喫煙防止対策事業</p> <p>【内容】 路上喫煙対策の実施により快適な生活環境を確保</p> <p>【実施時期】 H24～</p>	<p>豊橋市</p>	<p>安全なまちづくりを推進し、快適な生活環境を確保するために、路上喫煙対策を実施することは、にぎわいの創出、商業・サービス業の活性化、まちなか居住の促進を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

<p>【事業名】 ごみのポイ捨て禁止事業</p> <p>【内容】 環境美化等快適なまちづくりの推進</p> <p>【実施時期】 H24～</p>	<p>豊橋市</p>	<p>中心市街地の快適性を高め、まちなかの魅力を向上させるために、豊橋駅周辺を中心としたごみのポイ捨て行為に対する啓発及び清掃活動を行なうことは、にぎわいの創出、商業・サービス業の活性化、まちなか居住の促進を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 花のまち豊橋プロモーション事業</p> <p>【内容】 地元産の植物の展示やPRイベントの実施</p> <p>【実施時期】 H25～</p>	<p>豊橋市 豊橋観光コンベンション協会</p>	<p>豊橋駅東西自由連絡通路において地元農家が生産する植物の展示や花き産地をPRするイベント等を実施することは、にぎわいの創出、商業・サービス業の活性化、まちなか居住の促進を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 カーフリーデー実施事業</p> <p>【内容】 持続可能な都市交通や移動方法について考える機会を提供</p> <p>【実施時期】 H25～</p>	<p>豊橋市</p>	<p>イベント等を通じてまちに人中心のにぎわいを創りだしていくために、持続可能な都市交通・移動方法について考える機会を提供し、自動車の利用が都市の安全や環境に与える影響について関心を高めることは、にぎわいの創出、商業・サービス業の活性化、まちなか居住の促進を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>【事業名】 路面電車軌道緑化整備事業(仮称)</p> <p>【内容】 軌道敷緑化による緑の確保や路面電車のイメージアップを図る</p> <p>【実施時期】 H26～</p>	<p>豊橋市</p>	<p>中心市街地における緑の確保や都市景観の向上、とよはしのシティプロモーションとしての路面電車のイメージアップを図るために、軌道敷の緑化を行うことは、にぎわいの創出、商業・サービス業の活性化、まちなか居住の促進を目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		<p>あいち森と緑づくり都市緑化推進事業を検討 H26～H30</p>

<p>【事業名】 まちなか自転車利用 環境整備事業</p> <p>【内容】 良好な自転車空間の 整備や駐輪環境の提 供</p> <p>【実施時期】 H26～</p>	<p>豊橋市</p>	<p>良好な自転車通行空間の整備や駐輪 環境を提供することにより、自転車を利用 した来街の促進及び回遊性を向上させ ることは、にぎわいの創出、商業・サ ービス業の活性化、まちなか居住の促進 を目標とする中心市街地の活性化に必 要な事業である。</p>		
---	------------	---	--	--

